

春日井市空き家等対策協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、春日井市附属機関設置条例(平成27年春日井市条例第2号)第4条の規定に基づき、春日井市空き家等対策協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 協議会の委員は、市長のほか、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 優れた識見を有する者
- (2) 公共的団体等の代表者又は推薦を受けた者
- (3) 町内会等の代表者又は推薦を受けた者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 協議会に、会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は

意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、まちづくり推進部住宅政策課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。